

2009年2月25日

報道関係 各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号
日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問い合わせ先 企画調査部 調査課
電話番号 03-5739-3013
FAX番号 03-5739-3027

「資金需要者等の現状と動向に関する調査」報告 ～消費者の借入れは、一段と厳しい環境に変化～

日本貸金業協会では、貸金業法改正の資金需要者等に対する影響度合いを把握するため、対象者を一般の消費者、借入経験のある消費者、借入経験のある経営者・個人事業主に分け、「資金需要者等の現状と動向に関するアンケート調査」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

I. 消費者調査より

1. 消費者金融会社への借入申込者のうち「希望通りの借入ができなかった」割合は約4割 [P11-12]

- 直近1年間で消費者金融会社に借入を申込んだ回答者のうち、「最終的に希望通りの金額で借入できた」割合は約6割となったが、約4割は「希望通りの借入ができなかった」「最終的に借入を断られた」という結果となった。(*1) (*2)
- 希望通りの借入ができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「支出をあきらめた」(57%)や「家族や親族から借りた」(20%)、「パートやアルバイトなど収入を増やす努力をした」(15%)、「友人・知人から借りた」(12%)という回答が上位を占めた。

- (*1) 本調査では最終的な借入れ結果を聞いており、回答者が複数の申し込み後に借入れできたケースも含まれるため、契約件数を申込件数で除きたいわゆる「成約率」とは概念が異なる。(「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告(2008年10月30日、報道発表)の内容『申込件数の4件に3件は断っている状況』とは概念が異なることに留意。)
- (*2) 上記「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告では、貸金業者が上限金利引下げ対応の為にこれまでに初期審査を厳格化したことが判明しており、その影響が本調査からも伺われる結果となっている。また同調査からは、今後の総量規制導入に際しても貸金業者が初期審査を再度厳格化することが判明しており、今後、希望通りの借入ができなくなる割合の増加が懸念される。

2. 消費者金融の借入利用者のうち44%が総量規制^(*3)に抵触する見込み [P20-21]

- 借入総額の年収に占める割合を調査したところ、消費者金融の借入利用者(現在残高あり)の44%が年収の1/3を超える借入がある(総量規制に抵触する)と回答した。
- 新たな借入ができなくなった場合の行動は、「生活費を切り詰める」(47%)、「アルバイト等により収入を増やす」(18%)、「毎月のやりくりの中で返済する」(10%)という回答が上位を占めた一方、業者以外からの借入行動を起こす「家族や親族、友人・知人から借りる」(12%)という回答も一定割合を占める結果となった。
- 一方、約2%は「ヤミ金融等非正規業者から借りる」と回答。

(*3) 貸金業者に借り手の返済能力を超える貸付を禁止する規制(一部の例外的な契約を除き、総借入残高が借り手の年収の3分の1を超える貸付を禁止したもの)。総量規制に抵触した場合、利用限度額の減額等で新たな借入はできなくなり(除外・例外の借入は除く)、借入額が年収等の3分の1未満になるまで返済のみの取引となる。

3. 貸金業法改正の認知率は21%にとどまり、79%が「理解していない」「知らない」と回答 [P15-17]

- 一般消費者の貸金業法改正の認知率は2割程度。借入利用者(現在残高あり)に限定しても4割程度。かつそのほとんどは「上限金利の引下げ」をもって貸金業法改正と認識している状況が明らかとなった。
- 貸金業法改正(*4)について、「知っている」という回答(「内容も含めてよく知っている」「ある程度は知っている」の合計)は、21%にとどまり、「知らない」という回答(「内容を理解していない」「改正されたことを知らない」「貸金業法を知らない」の合計)が、79%となった。また、借入利用者(現在残高あり)に限定すると、認知率は若干高まるが、「知っている」が40%、「知らない」が60%となった。
- 認知状況を属性で見ると、特に総量規制の対象となっている専業主婦(*5)による認知が低く、現在借入を行っている回答者でも、「内容も含めてよく知っている」0%、「ある程度は知っている」15%にとどまり、残り85%が業法改正を「理解していない」「知らない」と回答。
- 借入利用者(現在残高あり)調査における「知っている」回答者が、どのような改正内容を知っているのかについて調査をしたところ、「上限金利の引下げ」については85%の回

答率で、認知率は34%であったが、その他の項目（総量規制、収入証明の提出、信用情報機関への登録、等）の認知率は5~15%以下となった。

(*4) 2006年12月13日、「上限金利の引き下げ」「総量規制の導入」「貸金業の適正化」等を柱に、「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立。

(*5) 総量規制により専業主婦の借入れは配偶者と合わせた年収の3分の1までとなり、借入れに際しては配偶者の同意、夫婦関係証明書類の提出が必要となる。

4. セーフティネットの認知率は10%前後 [P23-24]

- 一般消費者調査では、「国や都道府県などが設置している相談窓口」「国民生活センターなどの相談窓口」「弁護士や司法書士などの相談窓口」「生活共同組合や労働金庫などで行っている貸付」のいずれの制度についても「内容を理解していない」「まったく知らない」が90%前後の比率を占め、「内容や利用方法をよく知っている」「ある程度理解している」と回答した割合は、10%前後という結果になった。
- 同調査を借入経験者に限定して実施しても、「内容を理解していない」「まったく知らない」が85%前後の比率を占め一般消費者と同程度の低い認知率となっている。

5. 借入利用者の約12%がヤミ金融の利用経験があり、うち3%が現在も被害にあっている [P25-27]

- 借入利用者（現在残高あり）のうち約12%がヤミ金融利用経験者であり、うち3%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- ヤミ金融との接触方法は、「口コミや友人・知人の紹介」と「新聞広告（スポーツ/夕刊紙を含む）」が22%で最も高く、「ダイレクトメール」（19%）、「インターネット広告」（19%）「折込チラシ」（16%）が続く結果となった。
- 資金用途は、「生活費の補てん」（32%）、「事業資金の補てん」（15%）、「その他の借入金返済への充当」（14%）が上位を占めた。
- 利用理由は、「緊急にお金が必要になった」が53%で過半数を占め、次いで「正規の貸金業者がどこも貸付を行ってくれなかったから」（39%）となった。

II. 経営者・個人事業主調査より

1. 事業性資金の借入先は銀行がメインではあるが、「貸金業者」も13%を占める [P28-29]

- 経営者・個人事業主による事業性資金の借入先としては、「銀行」(54%)、「信用金庫・信用組合」(34%)、「日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫など)」(31%)が上位を占め、「貸金業者」(13%)がそれに続く。一方、業者以外からの借入行動を起こす「親族・友人・知人」(13%)という回答も一定割合を占める結果となった。
- また経営者・個人事業主の22%は、事業用資金以外の名目で個人として借り入れた借入金を、事業用資金に転用中であることも判明。過去に転用した経験者を含めると、約4割が転用をしている結果となった。

2. 貸金業者へ事業性資金の借入を申し込んだ経営者・個人事業主のうち「希望通りの借入ができなかった」割合は約5割 [P29-30]

- 直近1年間で借入を申し込んだ回答者(経営者・個人事業主)のうち、「最終的に希望通りの金額で借入できた」割合は約5割となったが、約5割は「希望通りの借入ができなかった」「最終的に借入を断られた」という結果となっており、消費者調査結果と比べ、厳しい状況となっていることが判明した。
- 希望通りの借入ができなかった回答者に対し、その後の行動について調査を行ったところ、「個人の消費を切り詰めて資金を捻出した」と半数以上(52%)が回答しており、経営者・個人事業主が自らの収入・給料を減らして事業を継続していることが判明。その他では「家族や親族から借りた」(41%)、「取引先への支払いを繰り延べた」(33%)、「税金や公共料金の支払いを繰り延べた」(27%)という回答が上位を占め、取引先等周囲に影響を及ぼす行動をとらざるを得ないことが判った。

3. 直近1年間の取引からは、貸金業者による融資先の選別が進んでいることが判明[P31]

- 経営者・個人事業主の借入利用者(現在残高あり)に、直近1年間の取引において変化した項目を調査したところ、「借入金利が低くなった」(30%)、「新たな借入や借入金の増額要請を受けた」(15%)という回答がある一方で、「新たに借入を申し込んだが断られた」(18%)という回答も多く、貸金業者が融資先を選別していることを窺わせる結果となった。

4. 経営者・個人事業主の借入利用者の約11%がヤミ金融の利用経験があり、うち4%が現在もヤミ金融被害にあっている。 [P32-34]

- 経営者・個人事業主の借入利用者(現在残高あり)では、約11%がヤミ金融利用経験者であり、うち4%は現在もヤミ金融被害にあっている。
- 利用したヤミ金融の数も「1社」が58%で、「複数(社)」が42%という結果であり、うち「5件以上」の回答も7%存在した。